

	利用対象者	要件	内容
特定被災区域※ <sup>1</sup>	① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等※ <sup>2</sup> の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)	<罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金  2.【保証限度額】 ○普通:2億円 } 最大2億8千万円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:1250万円  ※一般保証等と別枠 ※保証割合は融資額の100%  3.【保証料率】 <u>0.8%以下</u>  4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)
	② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	<市区町村長の認定> 震災後の最近3か月の売上高等が前々年または前年同期比※ <sup>3</sup> 10%▲	
特定被災区域以外	③ 特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者。	<市区町村長の認定> 震災後の最近3か月の売上高等が前々年または前年同期比※ <sup>3</sup> 10%▲ +理由書	
	④ 震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者。	<市区町村長の認定> 震災後の最近3か月の売上高等が前々年または前年同期比※ <sup>3</sup> 15%▲ +理由書	

※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 前年同期が震災の影響を受けた後である場合は前々年同期(震災前の直前同期)の売上高等と、前年同期が震災の影響を受ける以前である場合は前年同期の売上高等と比較(特定被災区域以外の方は、震災の影響を受けた時期は理由書の記載により確認されます。)

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。